

あんか

2007. 3 .25

No.887

お知らせ版

もうすぐみんなの仲間入り！

島門小学校 1日体験入学

2月21日に島門小学校で行われた新入学児童の1日体験入学。児童たちは、4月に入学する学校内を興味津々に見学していました。この日の最後には、体育館で1年生との交流会が行われ、ちよっぴり早い学校生活を楽しんでいました。

小学校の先生やお兄ちゃん、お姉ちゃんたちも、みんなが入学してくるのを楽しみに待っていますよ。

明るい未来はあなたの1票から



4月8日(日)

県知事・県議会議員一般選挙投票日

4月22日(日)

町長・町議会議員一般選挙投票日

●投票時間 午前7時～午後8時



【投票所入場券】

投票できる人には、投票所をお知らせする入場券を郵送します。

今回の選挙から、入場券が一人1枚になり、裏面が「期日前投票請求書兼宣誓書」を兼ねています。

- ①入場券に記載してある投票所以外では入場(投票)できませんので、投票に行く前に投票所をよく確認してください。

※郵便事情により、同一世帯でも同じ日に郵送されない場合があります。また、事故防止のため転送はしません。

- ②入場券が届かない場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。
- ③目の不自由な人で、点字用入場券を希望する人は、選挙管理委員会へ申し込みください。

◆投票

投票に行く際は、必ず入場券を持ってきてください。入場券をなくしたり、忘れてきたときは、投票所の受付係に申し出てください。

投票用紙には、あなたの選ぶたい候補者の氏名を書いてください。候補者の氏名以外のことを書くと無効になることがあります。

◆開票

投票日の午後9時から、遠賀町中央公民館で行います。

期日前投票について

選挙の当日に次の事項に該当すると見込まれる場合は、期日前投票ができます。

期日前投票ができる事項

仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある場合(仲人・司会などの関係者の場合も可)

旅行、レジャーや買い物その他の用事で、投票区の区域外にいる場合
病気やケガ、妊娠などのため、歩くのが困難な場合

とき

県知事選挙

3月23日(金)～4月7日(土)

県議会議員一般選挙

3月31日(土)～4月7日(土)

町長・町議会議員一般選挙

4月18日(水)～21日(土)

時間はいずれも午前8時30分から午後8時までです。

ところ

選挙管理委員会事務室(遠賀町役場庁舎横車庫棟1階)

持ってくるもの

投票所入場券(届いていない場合は、免許証など本人と確認できるもの)

あらかじめ、裏面の必要事項を記載しておいてください。

公共下水道の供用(処理)開始のお知らせ

●つき

3月31日(土)から接続できます

●JUN

木守、上別府の一部区域

(下図の色付区域)

●その他

3月26日(月)から4月13日(金)まで、環境課で関係図面を縦覧します

※土日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

供用開始区域の家屋は、次の工事が必要です

- 平成22年3月30日までに次の工事を行い、下水道に接続してください。
- ①トイレの水洗化やお風呂・台所などの生活排水を下水道桝に接続する工事
 - ②個人で浄化槽を設置している場合は、浄化槽から下水道桝への接続替え工事
 - ③排水設備新設等計画確認申請書の提出
- ※排水設備工事は遠賀町が指定した工事店以外ではできません。
- ※水洗便所改造資金の融資あつせん・利子補給の制度があります。

下水道使用料は上水道料金に合算して請求します

井戸水のみを使用している場合は、下水道使用料のみを請求します。

供用開始区域内の土地所有者は、別途、公共下水道事業受益者負担金が必要です

平成19年3月31日までに供用を開始する区域には、平成19年度に公共下水道事業受益者負担金が賦課されます。

▽公共下水道事業受益者負担金
1㎡あたり500円(賦課区域内の土地一筆ごと)

▽納付方法
負担金決定額を5年に分割、さらに1年を4期に区分し、計20期とします。

▽受益者の決定
正確を期するために、申告制になっています。

まず、当該年度の賦課対象区域内の土地所有者に町から「公共下水道事業受益者申告書」を送付します。よく確認していただき、誤りなどがあれば訂正して定められた期限までに環境課に提出してください。

●問い合わせ 環境課

今回の下水道供用(処理)開始地区

(平成19年3月31日から)

木守・上別府地区



7. 期末・勤勉手当

(平成18年度)

	遠賀町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.40月分	0.725月分	1.40月分	0.725月分
12月期	1.60月分	0.725月分	1.60月分	0.725月分
計	3.00月分	1.45月分	3.00月分	1.45月分
加算措置	有		有	

8. 退職手当

(平成18年度)

	遠賀町		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分

9. 職員手当

(普通会計17年度決算 単位：千円)

	総支給額	内容
扶養手当	14,356	配偶者13,000円、扶養者2人まで6,000円、その他5,000円
調整手当	13,982	3.0%
住居手当	7,286	持家4,900円 借家27,000円限度
通勤手当	7,565	通勤のため交通機関利用 55,000円限度

10. 特別職の報酬などの状況

(平成18年度)

		報酬等月額	期末手当
給料	町長	775,000円	6月期1.40月分 12月期1.60月分 計3.00月分 20%の加算有り。
	助役	627,000円	
	収入役	590,000円	
報酬	議長	346,000円	
	副議長	291,000円	
	常任委員長	281,000円	
	議会運営委員長	281,000円	
	議員	272,000円	

11. 部門別職員数と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		17年	18年		
一般行政部門	議会	3	3		
	総務企画	30	31	1	人事交流 派遣職員の 総務課付
	税務	11	10	1	町民税係と 固定資産税係 の統合
	民生	13	11	2	保健課と福祉 課の統合、人 事交流派遣
	衛生	6	6		
	農林水産	8	8		
	土木	15	15		
	小計	86	84	2	
特別行政部門	教育	22	22		
普通会計計		108	106	2	
公営企業等部門	国民健康保険	2	2		
	老人保健	1	1		
	介護保険	3	3		
	下水道	7	8	1	業務増
	小計	13	14	1	
合計		121	120	1	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、教育長、退職者、派遣職員を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

12. 定員適正化計画の数値目標および進捗状況

(1) 定員適正化計画・進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在、単位：人)

目標計画	区分	17年	18年	19年	20年	21年	計
	減員	6	2	3	2	3	16
増員	1	3	1	1	0	6	
差引増減員数	5	1	2	1	3	10	
職員数		126	127	125	124	121	-
実績	増減数	5	0	-	-	-	-
	職員数	126	126	-	-	-	-

(注)

計画期間は、平成17年から21年までの5年間です。

派遣・出向・退職・再任用・嘱託職員を含み、教育長および臨時的任用職員を除きます。

(2) 定員適正化手法の概要

行政事務改善検討委員会において、機構・定数および事務事業の見直しを行い、職員の効率的配置により適正化に努めます。

今後も適正な職員定数の管理により、人件費の抑制に努力していきます。

問い合わせ 人事係

平成18年度

遠賀町職員の給与などを公表します

遠賀町職員の給与については、町議会における給与条例と予算の審議などを通じて公にしておりますが、町民の皆さんのご理解をいただくため本年度の給与・定員管理の状況を公表します。



1. 人件費決算額（普通会計）

（人口：人、金額：千円、率：％）

	住民基本 台帳人口	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B / A
平成15年度	19,684	6,890,072	1,169,452	17.0
平成16年度	19,547	7,333,596	1,105,624	15.1
平成17年度	19,624	6,260,145	982,218	15.7

（注）

住民基本台帳人口は、各年の3月末現在のものです。
人件費には特別職に支給される給料、報酬を含みます。
普通会計とは、一般会計、住新特別会計、遠賀霊園特別会計、給食特別会計、地地下水特別会計および土地取得特別会計の合計を言います。

2. 職員給与費

（平成18年度一般会計当初予算 金額：千円）

職員数 A	給与費				1人 あたり 給与費 B / A
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
118人	451,738	73,623	190,097	715,458	6,063

（注）職員手当には、退職手当・児童手当を含みません。

3. 職員の平均給料月額と平均年齢

（平成18年4月1日現在）

	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
遠賀町	333,889円	40.5歳	328,900円	43.1歳
国	328,477円	40.4歳	286,500円	48.4歳

（注）

一般行政職とは、行政職のうち税務職と保健師職の職員を除いたものです。

平成18年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

6. 一般行政職の級別職員数

（平成18年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な 職務内容	主事 主事補	主任	主査	係長 企画主査	課長 課長補佐	課長	
職員数(人)	5	14	33	34	2	11	99
構成比(%)	5.1	14.1	33.3	34.4	2.0	11.1	100.0

（注）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

4. 職員の初任給

（平成18年4月1日現在）

		遠賀町	郡内平均	国
一般 行政職	大学卒	159,700円	166,600円	170,200円
	高校卒	138,400円	141,900円	138,400円
技能 労務職	高校卒	135,600円	135,600円	135,600円

5. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

（平成18年4月1日現在）

		経験年数		
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般 行政職	大学卒	310,300円	373,700円	391,500円
	高校卒	276,600円	292,700円	338,100円
技能 労務職	短大卒	該当者なし	294,500円	該当者なし

（注）

経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間などに勤務した経歴がある場合はその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数を言います。

平成18年地方公務員給与実態調査に基づくものです。



平成18年度の遠賀町健康診断結果

今年度の健康診断は、平成18年5月22日から10月4日まで、延べ27日間実施されました。今回は、その健康診断の結果についてまとめています。健診の結果を生かして生活習慣を見直しましょう。

平成18年度の基本健診受診者数は、2,470人で、男性895人(36.2%)、女性1,575人(63.8%)でした。【図1】は男女別受診者状況を示しています。受診者を年齢区分別にみると、男女とも60〜69歳の人が最も多く、60歳以上の受診者の割合は、全体で68.8%になっています。【図2】

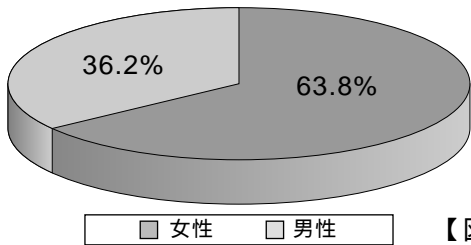
生活習慣病の判定結果【図3】検査結果は、次の4段階で判定されています。

「異常なし」…問題となる異常は認められませんでした

「要指導」…経過観察または生活指導が必要

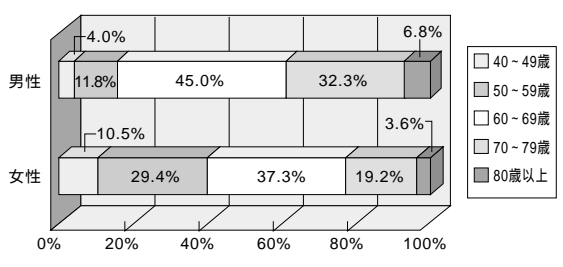
「要医療」…精密検査または治療が必要

平成18年度 受診者性別内訳



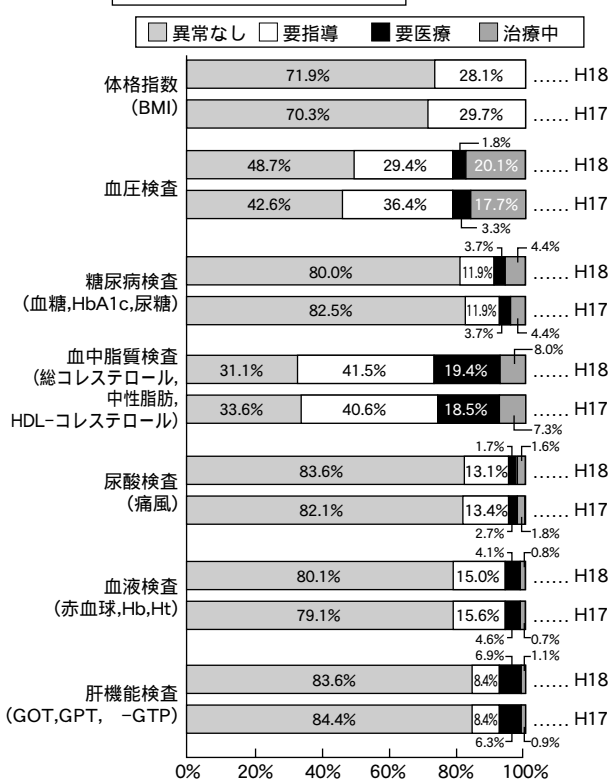
【図1】

受診者の年齢区分別内訳

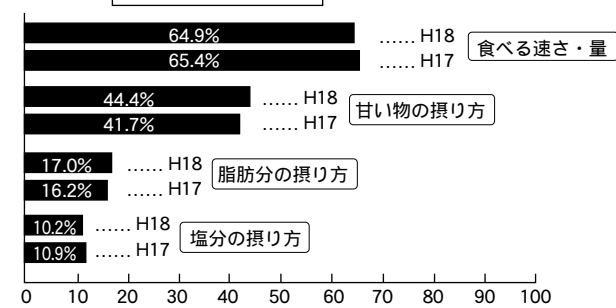


【図2】

【図3】 生活習慣病の判定結果



【図4】 食生活について



● 体格指数 (BMI)

体格指数 (BMI) は、28.1% が「要指導」でした。これは、3〜4人に1人が肥満ということになります。「異常なし」の中には、内臓に脂肪が蓄積している『かくれ肥満』も含まれています。

肥満は、他の生活習慣病と合併することが多いので、生活習慣を見直し、肥満解消に努めましょう！
自分の適正体重を出してみましょう

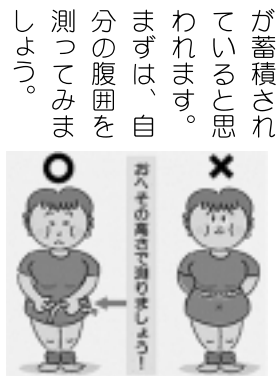
$$\text{身長 (m)} \times \text{身長 (m)} \times 22 = \text{適正体重 (kg)}$$

○ 内臓に脂肪が蓄積されていませんか？

立った姿勢で、腹囲 (おへその上を水平に) を測ってみてください。

男性は 85 cm 以上
女性は 90 cm 以上

あてはまる人は、内臓に脂肪が蓄積されていると思われまます。



○ メタボリックシンドローム診断基準

- ▽ 血清脂質異常 (①②のいずれかまたは両方)
 - ① 中性脂肪 150 mg/dl 以上
 - ② HDLコレステロール 40 mg/dl 未満
- ▽ 高血圧 (①②のいずれかまたは両方)
 - ① 最高 (収縮期) 血圧 130 mmHg 以上
 - ② 最低 (拡張期) 血圧 85 mmHg 以上



その他の健診結果

胸部レントゲン検査 (人)

総受診者数	異常なし	要指導	要精密
2,329 (間接撮影 2208人、 直接撮影121人)	2,179	110	40

がん検診結果

判定区分は「異常なし」、「要精密」、「その他(その他の病気、また有所者)の3区分で判定しています。

胃がん検診 (人)

受診者数	異常なし	要精密	その他
1,404	1,297	93	14

大腸がん検診 (人)

受診者数	異常なし	要精密	未提出者
1,469	1,358	111	38

前立腺がん検診 (人)

受診者数	異常なし	要精密	その他
490	438	44	8

乳がん検診 (人)

受診者数	異常なし	要精密	その他
683	618	63	2

子宮がん検診 (人)

受診者数	異常なし	要精密	その他
611	597	3	11

現在、国民の3人に1人はがんで死亡しています。食生活や喫煙など、生活習慣に気をつけるとともに、早期発見、早期治療のために、少なくとも年に1回は定期検診を受けるようにしましょう。

平成19年度の総合健診の予約を受け付けます

～自分のからだに目を向ける大切な健診～

遠賀町では5月から、各地区公民館で健診が始まります。健診は、自分の健康状態を知ることのできる絶好の機会です。



健診には

自分で気付かない異常の早期発見・早期治療につながる毎年受けることで、健康状態の変化が継続的に確認できる現在の仕事や生活習慣が、健康にどう影響しているのかを知る手がかりになる
家族ぐるみで生活習慣の改善を始めるきっかけになるなどの役割があります。

健康は『毎日の心がけと、定期的な健診から』です。年に一度は健診を受けて健康づくりに役立ててください。

申し込み方法

健診対象者のいる全世帯に予約案内の封筒を3月下旬に郵送します。同封のハガキ(集団健診予約申し込み書)に希望する健診項目をチェックして、役場健康対策係へ返送してください(切手はいりません)

締め切り 4月13日(金)(当日消印有効)

問い合わせ 健康対策係

▽高血糖

空腹時血糖値
110mg/dl以上

内臓脂肪が蓄積している人で、「血清脂質異常」、「高血圧」、「高血糖」のうち2つ以上当てはまる人は、「メタボリックシンドローム」と診断されます。

●血圧検査

血圧検査の有所見者は、昨年と比較して減少しています。しかし、20.1%が「治療中」で、年々増加傾向にあります。

●糖尿病検査

糖尿病検査では、11.9%が「要指

導」、3.7%が「要医療」、4.4%が「治療中」になりました。有所見率が増加傾向にあります。

●血中脂質検査

「要指導」が41.5%、「要医療」が19.4%と他の項目に比べ最も高率でした。

「治療中」は8.0%で、昨年から0.7%増え、年々増加傾向にあります。

●尿酸検査

尿酸検査は、昨年に比べ有所見者がやや減少しています。

●血液検査

「要指導」が15.0%、「要医療」が4.1%と昨年より減少しています。

●肝機能検査

「要医療」の割合が6.9%と、血中脂質に次ぐ高率でした。

●食生活について

(問診結果より)

見直す必要がある人の割合を平成17年と平成18年で比較しています。【図4】

食生活についてみると、「食べる速さが速い、またはお腹いっぱい食べる」という人が64.9%と高くなっています。またまだ半数以上の人が見直す必要があります。

また、「甘いものをよく食べる」という人が44.4%、「脂分を好んで食べる」も17.0%で、昨年より増加しています。

「塩味の濃いものを好む」という人は10.2%でした。

●その他

「運動不足(1日の歩行時間が60分未満で、運動不足を自覚している)」が34.4%で、昨年より増加しています。

喫煙・体重増加については昨年よりわずかに減少し、飲酒は横ばいでした。

●総合評価

高血圧、高脂血症、糖尿病は「治療中」の人が年々増加傾向にあります。

また、体格指数(BMI)25以上(要指導)が3人に1人の割合です。特にメタボリックシンドロームの人は、心筋梗塞や脳卒中などを起こしやすくなりますので、注意が必要です。食生活、運動などの改善によって、生活習慣病を予防しましょう。

自分の健康状態を把握して、健康な体をつくりましょう!

国民健康保険からのお知らせ

平成19年4月1日から70歳未満の人の高額療養費の支給方法が変わります。

自己負担限度額		
	3回目まで	4回目以降 (注2)
一般	医療費が267,000円を 80,100円 + 超えた場合は、その超 えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者 (注1)	医療費が500,000円を 150,000円 + 超えた場合は、その超 えた分の1%を加算	83,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

(注1)基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯
(注2)過去12か月間に、1つの世帯での支給が4回以上あつた場合の4回目以降の限度額

平成19年4月1日から、70歳未満の人が入院した場合、一医療機関の窓口での支払いが、自己負担限度額までになります。

なお、自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、国保年金係に「限度額適用認定証」の交付を申請してください。この「限度額認定証」を医療機関の窓口に提示することで、窓口での支払いが限度額までになります。

なお、自己負担限度額は左記のとおりです。国民健康保険税を滞納している世帯の人は、この「限度額認定証」の交付の対象外になります。

問い合わせ 国保年金係

- 縦覧期間
4月2日(月)～5月31日(木)
午前8時30分～午後5時15分
※土日、祝日を除きます。
- ところ
役場税務課窓口
- 持ってくるもの
納税通知書、課税明細書、運
転免許証など本人が確認でき

- 縦覧制度の内容
「縦覧制度」は、固定資産税の納税者が、自己の資産の価格(評価額)が適正であるかを確認するために、備え付けの土地または家屋価格等縦覧帳簿で、他の土地または家屋の価格(評価額)と比較することができます。
- また、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出ができます。

- 縦覧制度の内容
「縦覧制度」は、固定資産税の納税者が、自己の資産の価格(評価額)が適正であるかを確認するために、備え付けの土地または家屋価格等縦覧帳簿で、他の土地または家屋の価格(評価額)と比較することができます。
- また、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出ができます。

- 縦覧期間
4月2日(月)～5月31日(木)
午前8時30分～午後5時15分
※土日、祝日を除きます。
- ところ
役場税務課窓口
- 持ってくるもの
納税通知書、課税明細書、運
転免許証など本人が確認でき

- 縦覧制度の内容
「縦覧制度」は、納税義務者の人に固定資産課税台帳兼名寄帳をご覧いただいで課税内容を確認してもらおう制度です。借地人・借家人などの人も借地・借家資産について閲覧できます。
- 縦覧期間
4月2日(月)～年度末

- 縦覧制度の内容
「縦覧制度」は、納税義務者の人に固定資産課税台帳兼名寄帳をご覧いただいで課税内容を確認してもらおう制度です。借地人・借家人などの人も借地・借家資産について閲覧できます。
- 縦覧期間
4月2日(月)～年度末

- 縦覧期間
4月2日(月)～5月31日(木)
午前8時30分～午後5時15分
※土日、祝日を除きます。
- ところ
役場税務課窓口
- 持ってくるもの
納税通知書、課税明細書、運
転免許証など本人が確認でき

- 縦覧制度の内容
「縦覧制度」は、納税義務者の人に固定資産課税台帳兼名寄帳をご覧いただいで課税内容を確認してもらおう制度です。借地人・借家人などの人も借地・借家資産について閲覧できます。
- 縦覧期間
4月2日(月)～年度末

- 縦覧制度の内容
「縦覧制度」は、納税義務者の人に固定資産課税台帳兼名寄帳をご覧いただいで課税内容を確認してもらおう制度です。借地人・借家人などの人も借地・借家資産について閲覧できます。
- 縦覧期間
4月2日(月)～年度末

課税係

平成19年度

課税固定資産の縦覧・閲覧がはじまります

運動教室に参加しませんか



健康対策係では、毎月、遠賀町武道場で、運動指導員による運動教室を開いています。この機会に、是非新しい仲間と一緒に楽しく運動を始めませんか？

リフレッシュン教室

体脂肪を燃やし肥満など生活習慣の予防を目的とした教室です。エアロビクスや筋力アップなど汗をかく程度の運動を行います。

●とき

▽リフレッシュン教室

第1金曜・第3水曜日

午前10時～11時30分

※7・8月は、第1・3木曜日に変更します。

悠遊ひろば

年齢とともに衰えがちな体力・筋力などの向上を図り、転倒を予防し、元気に歩ける体づくりを目的とした教室です。高齢者や体力に自信のない人向きのゆっくりとしたペースの運動を行います。家の中で閉じこもりがちの人、大歓迎です。

▽悠遊ひろば

第2木曜・第4水曜日

午前10時～11時30分

※7・8月は、第2・4木曜日に変更します。

※受付は開始30分前から行っています。

●ところ

遠賀町武道場（遠賀中央公民館横）

※7・8月は、遠賀コミュニティセンターに変更します。

●費用

無料

●持ってくるもの
運動できる服、室内用運動靴、タオル、飲み物

▽悠遊ひろば
4月12日(木)、25日(水)
※これからの予定は、広報25日号の町民カレンダーをご覧ください。

※特に予約などは必要ありませんので、直接武道場に来てください。(見学可)

●問い合わせ 健康対策係

事業主のみなさんへ

労働保険の年度更新期間について

労働保険（労災保険・雇用保険）に加入している事業主は、毎年、労働保険料の「年度更新」手続きが必要です。期間中は、県内各地で現地受付も行います。

期間 4月1日(日)～5月21日(月)

年度更新手続きは、インターネットを利用した電子申請でも行うことができます。

石綿健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付について

平成19年4月1日から、全ての労災保険適用事業主から「石綿健康被害救済法」に基づく、一般拠出金の徴収が始まります。労働保険料の確定保険料の申告に併せて申告・納付してください。

一般拠出金の割合

保険料算定基礎額500万円あたり250円

遠賀町商工会でも、労働保険に関する手続きや相談を受け付けています。

問い合わせ

労働基準監督署

093(622)6550

福岡労働局総務部労働保険適用室

092(434)9833

労働保険適用徴収・電子申請お知らせページ

<http://ip.roho-chosyu.mhlw.go.jp>

遠賀町商工会 (293)0165

おんがレガッタ参加者募集

九州朝日レガッタにあわせて、おんがレガッタを開催します。

町内外を問わず、どなたでも参加できます。

とき 5月19日(土)

[受付] 午前8時～

ところ 遠賀川漕艇場

種目 ナックル艇 500m

オープン男・女A (漕手4人の合計年齢が140歳未満)

オープン男・女B (漕手4人の合計年齢が140歳以上)

チーム編成

1チーム8人(監督1人、舵手1人、漕手4人、補漕2人)

漕手4人が女子の場合は女子の部で出場、それ以外は男子の部(男女混合含む)の出場になります(舵手は男女問いません)

選考

この大会は全国市町村交流レガッタ大会の選考会です。遠賀町在住・在勤者のみで構成されたチームのうち、男女各1チームが全国大会に参加します

2チーム参加予定です。

締め切り 4月23日(月)

申し込み用紙は遠賀コミュニティセンター、教育委員会(役場1階)にあります。

申し込み・問い合わせ

体育振興係(遠賀コミュニティセンター内)

(293)6525



ポリオ予防接種（ポリオ生ワクチン経口服用）

●とき

4月13日(金)

【受付】

午後1時10分～1時30分

●ところ

遠賀「ミニコミュニティセンター」

●対象

生後3か月から90か月未満までの乳幼児(希望ましい年齢：生後3か月～18か月)

●服用方法

6週間以上の間隔をあけて2回服用

※次は5月29日(火)に予定しています。

●持ってくるもの

母子健康手帳・予防接種予診票(会場にも用意しています)

【次のような人は受けられません】

①熱がある(37.5度以上ある場合)

②重い急性疾患にかかっている(急性の病気で服薬中の人)

③ウイルス性疾患(麻疹・風疹・水ぼうそうなど)にかかったか、家族・友達

でかかった人と接触して4週間たっていない

④生ワクチン(BCG・麻疹・風疹)の予防接種から4週間たっていない

⑤三種混合・日本脳炎などの予防接種から1週間たっていない

⑥下痢をしている

【次のような人は、接種の日までには主治医と相談してください】

①病気で治療中

②かぜのひきはしめ

③以前の予防接種や薬を飲んで何らかの異常がでたことがある

④けいれんを起こしたことがある

⑤免疫状態の異常を指摘されたことがある

⑥突発性発疹にかかって4週間たっていない

⑦その他、気になることがある

生後3～5か月のお子さんでBCGがまだの人は、ポリオを受けること4週間

は他の予防接種が受けられなくなりま

すので、なるべくBCGを優先させま

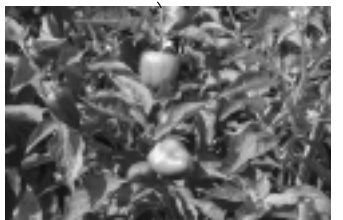
しょう。

●問い合わせ 健康対策係

料金を値下げしました！

ふれあい農園の利用者募集

手作りの農園を作りたい…そんな皆さんの要望にこたえるべく、オープンしたふれあい農園。3年目を迎え、園内では真心込めて作られた野菜が、人々の目を楽しませてくれます。また、料金も値下げし、さらに利用しやすくなりました。



【ふれあい農園の概要】

●ところ

ふれあいの里敷地内

●区画数・利用料

▽一般圃場

90区画(1区画 3m×7m)

年間 9,600円

▽棚式圃場

4区画(1区画 1m×5m)

年間 4,800円

※棚式農園は原則車椅子を使用している人などが対象になります。

●利用時間

毎週火曜日～日曜日

午前7時～午後7時

※毎週月曜日と年末年始(12月29日～1月3日)、臨時休館日は使用できません。

【ふれあい農園の注意事項】

①ふれあい農園で栽培できる作物は、「野菜」や「草花」に限ります。樹木等は栽培できません。

②ふれあい農園契約締結区画を、第三者への転貸や営利目的のために使用することはできません。

※他にも注意事項はありますが、詳しくは募集要項をご覧ください。

【ふれあい農園申し込み方法】

●対象

ふれあい農園の利用を希望する人

※町外者でも申し込みできます。

●申し込み

「ふれあい農園使用申込書」に必要事項を記入のうえ、ふれあいの里センターに届けてください。

※申込用紙は、ふれあいの里センターにあります。

●問い合わせ

▽ふれあいの里

☎(293)0430



●問い合わせ 健康対策係

体育振興係からのお願いです

最近、犬にリード（引き綱）を付けず、放し飼いで散歩している人を多く見かけます。

ウォーキングやジョギング、その他スポーツを楽しんでいる人の中には、犬が嫌いな人や怖がる人もいます。そのためにも、愛犬には必ずリードをつけて散歩してください。



また、犬のフンの後始末を行っていないため、グラウンドの中に、フンが転がっていることがあります。フンは飼い主が責任を持って、必ず持ち帰りましょう。公園内の植え込みやゴミ箱には、捨てないでください。

他人に迷惑をかけないように、犬も飼い主も気持ちよく散歩しましょう！

また、野良猫に餌を与えている人がいるようですが、猫が住み着いてしまうので、絶対に与えないでください。現在、すでに野良猫が約10匹ほど住み着いてしまっています。住み着いた猫が、子どもを産むことでさらに増えてしまいます。

公園施設利用者からも苦情がきています。ご協力をお願いします。

問い合わせ

体育振興係（遠賀コミュニティセンター内）

（293）6525

危険物取扱者試験

●とき 6月17日（日）

●ところ

九州共立大学（八幡西区自由ヶ丘）

●試験種類 全種類

●願書受付

4月12日（木）～5月1日（火）

●その他

願書は4月5日（木）ごろから遠賀郡消防本部予防課で配布します



◆危険物準備講習会

●とき 6月3日（日）

●ところ

中間市消防本部（中間市中間）

●講習対象 乙種4類、丙種

●費用

2,000円（会員・学生 1,500円）

※テキスト、問題集代が別途必要です。

●受付場所

遠賀郡消防本部、中間市消防本部

●問い合わせ

遠賀郡消防本部予防課予防係

☎（293）8125

平成19年度 国家公務員採用試験（大学卒業等程度）

種試験

とき 4月29日（日）

対象

昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人

昭和61年4月2日以降に生まれた人で、平成20年3月までに大学を卒業する人（見込み含む）および人事院が同等と認める人

申し込み期間

4月2日（月）～9日（月）

種試験

とき 6月17日（日）

対象

昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人

昭和61年4月2日以降に生まれた人で、平成20年3月までに大学・短大・高専を卒業する人（見込み含む）および人事院が同等と認める人

申し込み期間

4月13日（金）～24日（火）

国税専門官採用試験

とき 6月10日（日）

対象

昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人

昭和61年4月2日以降に生まれた人で、平成20年3月までに大学を卒業する人（見込み含む）および人事院が同等と認める人

申し込み期間

4月2日（月）～13日（金）

労働基準監督官採用試験

とき 6月10日（日）

対象

昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人

昭和61年4月2日以降に生まれた人で、平成20年3月までに大学を卒業する人（見込み含む）および人事院が同等と認める人

申し込み期間

4月2日（月）～13日（金）

法務教官採用試験

とき 6月10日（日）

対象

昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人

昭和61年4月2日以降に生まれた人で、平成20年3月までに大学・短大・高専を卒業する人（見込み含む）および人事院が同等と認める人

申し込み期間

4月2日（月）～13日（金）

受験案内などの請求方法

封筒に請求する試験名を朱書きし、140円分の切手（国税専門官は120円）を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、左記へ送付してください

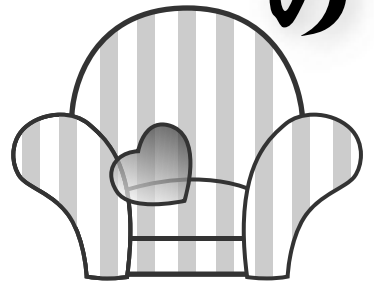
問い合わせ

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1
人事院九州事務局第二課試験係

092（431）7733

くらしの Living Information 報



役場 ☎(293)1234

遠賀町の標準小作料改訂

農地の貸し借りの基準になる標準小作料が平成19年4月1日から改訂になります。

今回の改訂では、近年の米価の低迷や生産費用の算定、近郊市町の状況などから、町内一円の田の標準小作料を13,000円にすることで決定しました。

●農地区分 遠賀町内全域の田

●小作料の額

- ▽現金の場合
10アール当り 13,000円
- ▽現物の場合
10アール当り 米1俵(60kg)

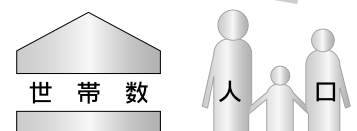
●適用

平成19年4月1日以降に支払われるもの

●問い合わせ

遠賀町農業委員会事務局
☎(293)1234

ひとのうごき



- 男……………9,400
- 女……………10,340
- 転入……………61
- 転出……………63
- 出生……………12
- 死亡……………7

平成19年2月末現在()は前月比



わんぱく教室

(テーマ 開講式 みんなで遊ぼう)

●とき

4月3日(火)

午前10時～11時30分

[受付]

午前9時30分～10時

4か月児健康診査

●とき

4月12日(木)

[受付]

▽前半 午後1時～1時10分

▽後半 午後1時20分～1時30分

●ところ

●ところ

遠賀コミュニティセンター

●対象

町内に住んでいる生後4か月から就学前の乳幼児と保護者

●内容

身近なものを使って、みんなで遊ぼう

●持ってくるもの

水筒、おしぼり

●費用 無料

●問い合わせ 健康対策係

●対象

平成18年11月1日から12月31日

までに生まれた乳児

※対象者には個人通知します。

●内容

医師による診察、身体計測、保健師・栄養士による健康相談、離乳食集団指導

●持ってくるもの

母子健康手帳、健康診査票、アンケート、バスタオル

●費用 無料

●問い合わせ 健康対策係

青少年海外派遣スカラシップ

青少年育成を目的に奨学金を授与します。

●対象

遠賀郡内に住んでいる29歳未満

●条件

海外に1週間以上滞在し、その目的が地域の向上、青少年育成に役立つものと遠賀ライオンズクラブが判断したもの

●内容

奨学金として10万円を授与します

●募集件数

2件

●その他

対象になった団体または個人は、クラブ例会で成果報告をしてもらいます

●締め切り

4月10日(火)

●申し込み方法

電話で申請書を取り寄せた後、申し込みしてください

●申し込み・問い合わせ

遠賀ライオンズクラブ

☎093(293)9030

裁判所職員採用試験

●とき

5月27日(日)

●区分

▽裁判所事務官採用Ⅰ・Ⅱ種
▽家庭裁判所調査官補採用Ⅰ種

●対象

昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人

●申し込み期間

4月2日(月)～16日(月)

●問い合わせ

▽福岡地方裁判所事務局人事課
☎092(781)3141

▽福岡家庭裁判所事務局総務課
☎092(711)9651

▽最高裁ウェブサイトを

<http://www.courts.go.jp/>

ひとりで悩まないで！ おんがホットライン

DV・セクシャルハラスメントなど、様々な悩みに女性の専門相談員が応じます。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。



●とき

毎週水曜日 午前10時～午後5時
※祝日、年末年始はお休みです。

電話番号変更のお知らせ

4月から、「おんがホットライン」の電話番号が変更になります。

旧 ☎092(741)7140

新 ☎093(561)5737

●問い合わせ 企画係

『都市計画道路駅南線の 都市計画決定の変更』

および

『JR遠賀川駅自由通路の 都市計画決定』

に関する説明会



JR遠賀川駅南地区の都市計画道路整備の関連で、昭和55年に都市計画決定した『駅南線（駅南口広場を含む）の道路幅員の変更』と、『JR遠賀川駅の南北を連結する自由通路の新規都市計画決定』の内容について、説明会を開催します。

とき 3月30日（金）

午後1時30分～

ところ 遠賀町役場2階大会議室

問い合わせ

都市開発推進室 (293)1234

4月29日(祝)
開催!!

豊かな大地がもたらす恵み

おんが春まつり

会場：遠賀総合運動公園（主会場 緑の広場）

産業振興イベント

4月29日(祝) 午前9時30分～午後4時

▽直売・即売エリア

遠賀町特産米「れんげ・菜の花米」展示即売、
飲食物・加工品・民芸品販売、苗ものなど

▽展示体験エリア

町内企業パネル展示、車の展示試乗会など

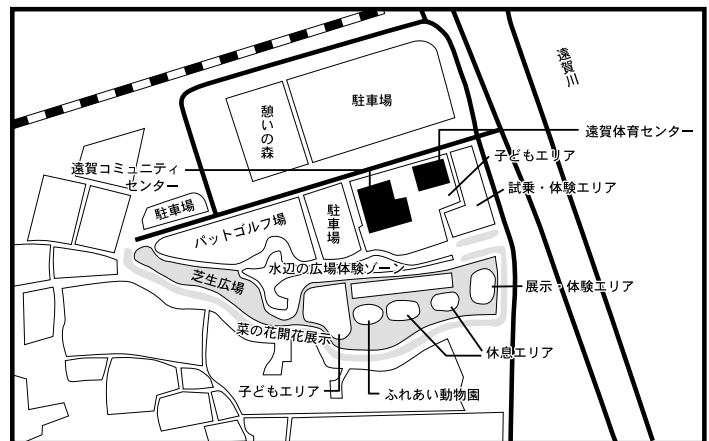
▽イベントステージ

「キャラクターショー」ほか

▽ふれあい動物園

●問い合わせ まちづくり課

—— 菜の花開花展示 —— 道路 □ レンゲ ※下記会場見取図参照

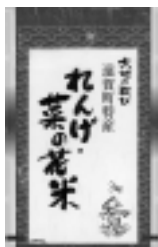


遠賀町特産品

直売・即売エリアで当日販売しています。



「遠賀の雫」



「れんげ・菜の花米」

子どもイベント

4月29日(祝) 午前10時～午後2時

▽試乗・体験エリア

パトカー・消防車・救急車の展示、試乗

▽子どもエリア

わんぱく教室、ふわふわキリン、子ども向け飲食物販売、
工作など

※雨天のときは、試乗・体験エリアは中止します。

●問い合わせ 社会教育係

◆一井久美子・淵上香先生のリズム体操教室

- とき
 - ▽4月5日(木)、4月12日(木)
 - 午前10時30分～11時30分
 - ▽4月17日(火)、4月24日(火)
 - 午後1時30分～2時30分

◆芸能訪問

- とき 4月10日(火) 午前11時～11時50分
- 出演 西川流昌舞会、老良聖峰会、竹井フサ子カラオケ教室

◆エントランスギャラリーの展示

- 「日本の名城」木工細工

※参加や観覧は無料ですが、入館料が必要です。

4月1日から、研修棟カラオケの機種が変更になり、料金が無料になります。
※本館カラオケルームは従来どおり1曲50円です。

～ふれあい館 日曜教室～

平成19年度から、費用には材料費、指導料、施設利用料、保険料が含まれています。

◆パン教室（パン工房）

- とき 4月8日(日) 午前10時～午後3時
 - 定員 10人(先着順)
 - 費用 1,500円
 - メニュー 高級食パン
 - 持ってくるもの
持ち帰り用の容器、ふきん、エプロン、三角巾
- ※3月25日(日)から4月1日(日)までに、ふれあいの里センターに電話で予約してください。

◆そば教室（めん工房）

- とき 4月15日(日)
 - [午前] 午前10時～正午 [午後] 午後1時～3時
 - 定員 各8人(先着順)
 - 費用 1,500円
 - 持ってくるもの
持ち帰り用の容器(4人分)、エプロン、三角巾
- ※3月25日(日)から4月10日(火)までに、ふれあいの里センターに電話で予約してください。

◆陶芸教室（陶芸室）

- とき 4月22日(日)
 - [午前] 午前10時～正午 [午後] 午後1時～3時
 - 定員 各10人(先着順)
 - 費用 1,000円
- ※受付は開始30分前からです。

◆問い合わせ ふれあいの里センター

☎(293)2030

※毎週月曜日は休館日です。

イノシシ駆除のお知らせ



最近、町内でイノシシが多数出没し、農作物などへ被害を及ぼしています。また、住宅街での目撃情報もあります。そのため、町では定期的に、町内の山林で駆除を実施しています。

駆除については、以下のとおりです。

駆除員は、遠賀町が委託している遠賀郡猟友会の皆さんです。駆除員は許可証を携帯し、警察などに届出を行っています。駆除員はオレンジ色のジャケットを着用し、腕章をしています。

入山する際、山のふもとに車を止め、その車には赤色のステッカーを貼っています。

駆除は主に上別府や別府、虫生津の山林で実施します。

駆除は主に土・日曜、祝日に実施します。

駆除に入る際は、猟犬も一緒に連れて行き、山の中で離します。

安全対策には万全を期していますが、事故防止のため、皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ 産業振興係

家畜保健衛生所の組織改編について

4月1日に、北九州家畜保健衛生所と筑豊家畜保健衛生所を統合し、新たに北部家畜保健衛生所を設置します。

変更内容

【変更前】

- 北九州家畜保健衛生所（小倉南区中吉田）
- 筑豊家畜保健衛生所（嘉麻市漆生）

【変更後】

- 北部家畜保健衛生所（嘉麻市漆生587番地8）
- 0948(42)0214
- FAX 0948(42)1376

管轄区域

北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡、築上郡

問い合わせ

福岡県農政部畜産課衛生係

092(643)3499

Happy Birthday おたんじょうびおめでとう



まちのホットライン
遠賀町の
ホームページアドレス
<http://www.town.onaga.lg.jp>

平成17年3月10日生

和田 悠正 ちゃん
(今古賀)

わんぱくでもいいよ。
たくましく育ってね。